

石巻市販売促進等事業費補助金 Q&A

～補助金の概要について～

Q1 どのような補助金ですか？

A 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ地域経済を立て直すため、市内事業者等が実施する販売促進事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものです。
(補助率 10/10、上限 500,000 円)

Q2 どのような事業者が対象ですか？

A 市内に事業所を有する 3 者以上の事業者による連携体が補助対象となります。
また、市内の 3 者以上の事業者が参加する事業を支援する団体等も補助対象となります。
※市内外含め、風俗営業、宗教団体、暴力団等に対する補助は行いません。

Q3 対象となる事業は何ですか？

A 市内 3 者以上の事業者の連携体により、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までに販売促進を行う事業が補助対象です。
例：広告物の作成・掲載、物販イベントの開催、クラウドファンディングの導入 等々
ただし、事業者の人件費・運営経費（事務所の光熱水費等）・食糧費に相当する経費は補助対象外となります。また、補助対象経費として適当でないと認める経費は補助対象外となる場合があります。

～補助金の申請について～

Q4 申請時に必要な書類はありますか？

A 下記の書類を作成し、観光課へご提出ください。

- ① 交付申請書（様式第 1 号）
- ② 事業計画書（様式第 1 号付表 1）
- ③ 収支予算書（様式第 1 号付表 2）

→上記書類を審査後、市から交付決定通知を発送します。

交付決定後、事業内容の変更等が生じた場合、変更（中止・廃止）承認申請書の提出が必要となります。

各書類の記入様式・記入例は、市のホームページに掲載するほか、観光課窓口にて配布します。

事業実施後には報告の手続きが必要となります。詳しくは[Q9](#)へ

Q5 申請の期間はありますか？

A 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までに実施した事業に対して申請を受け付けますが、予算額に到達した時点で、申請の受付を前倒しで打ち切る場合もあります。

Q6 複数回の申請は可能ですか？

A 基本的には可能ですが、同一内容の事業（物産イベントの複数回開催など）については、合計で 500,000 円までの補助上限となります。

Q7 物産イベントに参加して販売を行うが、その移動経費等は補助対象となりますか？

A 主催者が申請者と異なるイベントに対しては、本補助金の対象となりません。

他の団体・企業が開催する物産イベントへの参加に対する経費の補助金として、物産市等開催・参加事業費補助金がありますので、こちらをご利用ください。

なお、申請者が主催して開催する物産イベントの経費は本補助金の対象となります。

Q8 他の補助金との併用はできますか？

A できません。

～事業実施後について～

Q9 事業実施後に必要な書類は何ですか？

A 事業実施後、速やかに下記の書類を作成し、観光課へご提出ください

- ① 実績報告書（様式第4号）
- ② 事業実績書（様式第4号付表1）
- ③ 収支精算書（様式第4号付表2）
- ④ 支出内訳
- ⑤ 補助対象経費の領収書（コピー可）

→上記書類を審査後、市から交付確定通知を発送します。

→確定通知発送後、補助金の請求手続きが必要となります。詳しくはQ12へ

Q10 交付申請した金額よりも、実際に支払った経費が高くなった場合はどうしますか？

A 交付申請額が上限となります。

事業実施前に申請額を超える出費が見込まれる場合は、変更申請を行ってください。

事業実施後の変更申請は受け付けません。

Q11 提出するはずの領収書をなくしてしまったのですが、その分の補助は出ますか？

A お支払いした証拠が確認できないので補助対象外になります。

お手持ちの領収書は大切に保管ください。

Q12 補助金はどのようにして支払われますか？

A 確定通知到着後、請求書（様式第6号）を観光課までご提出いただき、約2週間を目処に指定の口座へ補助金をお支払いします。

☆上記の他、不明点がございましたら、お気軽にご相談ください☆

石巻市役所 産業部観光課

☎ 0225-95-1111 内線：3536